

議題1 史跡下寺尾西方遺跡保存活用計画について

1 文化庁主任文化財調査官との打ち合わせについて

(1) 日 時：令和6年10月1日（火）9時45分～16時30分

(2) 参加者：10名（文化財調査官、県文化遺産課、茅ヶ崎市教育委員会）

(3) 概 要

現地視察は、現地を歩き、史跡下寺尾官衙遺跡群及び史跡下寺尾西方遺跡の概要、発掘調査の状況、地形、景観について説明した。史跡及び保存活用計画については、資料に基づき説明。説明内容は①史跡指定日等、②保存活用整備の状況、③史跡下寺尾西方遺跡保存活用計画作成に係る茅ヶ崎市文化財保護審議会下寺尾遺跡群保存・活用部会等の経過概要、④重なる史跡の特徴と課題、⑤今後の史跡下寺尾西方遺跡保存活用計画の作成及び史跡下寺尾官衙遺跡群との整合性、とした。主任調査官からは、2つの史跡の整合性を図った保存活用計画の作成について趣旨を御理解いただいた。

なお、令和6年11月6日に文化庁からメールで回答があり、両史跡を併記しての保存活用計画を策定の場合、国庫補助事業として申請可能である旨、連絡があった。



現地視察①



現地視察②



博物館案内



史跡・天然記念物旧相模川橋脚案内

2 史跡下寺尾西方遺跡保存活用計画

(1) 本日御確認・御議論していただきたい章及び内容

附編

(2) 附編についての主なご意見と修正内容

- ・両方の史跡が日本の歴史上どう位置付けられているか記載したほうがよい

→第1章（1）のなかで、概要を記載しました。

- ・1章（2）の課題は整備がむずかしいという話。2番目の発掘調査における保存対象は、遺跡の課題。3番目は遺跡自体ではなく保存整備するときの課題では。二つの保存活用計画の進捗と対比（第3章）と今後の取り組み（第4章）の間に課題があつて、それに対する取り組みを4章としたほうがよい。

→冒頭に附編の構成を説明する内容を記載しました。

また、第1章・第2章は、「下寺尾の2つの史跡が重なっていること」ではなく、「重なる史跡」の一般的な考えとして、定義や特徴（マイナス面を含む）、保存活用整備に対する考え方を整理しました。第3章では「下寺尾の2つの史跡」の保存活用整備の進捗確認や比較と、「重なる史跡」の基本的な考え方と課題を踏まえた、2つの史跡の保存活用整備の方向性を整理する構成としました。第4章では、第1～3章を踏まえて、今後の取り組みの指針を示しました。

- ・積み重なっているという面白さをどのように表現するか、残す部分やどこを強調するかを考えていくとよい。
- ・重なる遺跡の面白さとか特徴というのをできるだけわかりやすく伝えるということで、史跡の理解という課題は解決できるのではないかと。

→重なる史跡や複合遺跡であることを意識した保存活用整備の方向性とし、細かい内容については、2つの史跡名を併記した保存活用整備基本計画内で記載することとしました。

(3) 修正点

資料の見え消し部分（修正）と下線部分（加筆）についてご確認をお願いします。

附編 1 重なる史跡に対する保存活用整備の基本的考え方（案）

附編 1 では「史跡下寺尾西方遺跡」と「史跡下寺尾官衙遺跡群」の保存活用整備計画策定に必要となる「重なる史跡」に対する保存活用整備の基本的な考え方を示した。第 1 章では「重なる史跡」の定義と特徴、第 2 章では「重なる史跡」に係る保存活用整備の基本的な考え方を示した。第 3 章では「史跡下寺尾西方遺跡」と「史跡下寺尾官衙遺跡群」の保存活用整備の進捗確認と保存活用計画の対比を行い、各計画と「重なる史跡」との整合を図るための考え方を整理した。第 4 章では、第 1～3 章を踏まえて、今後の取り組みを示した。

第 1 章 史跡下寺尾官衙遺跡と史跡下寺尾西方遺跡

(1) 重なる史跡

茅ヶ崎市下寺尾西方遺跡には、2015 年に国史跡に指定された古代の官衙遺跡である「史跡下寺尾官衙遺跡群」と 2019 年に指定された弥生時代の環濠集落が「史跡下寺尾西方遺跡」として国史跡として指定されたが所在する。

史跡下寺尾官衙遺跡群は、律令制の成立から地方支配や国家仏教の広がり示す郡家や古代寺院であり、史跡下寺尾西方遺跡は石器から鉄器へと移り変わる弥生時代中期後半において中核的な集落として機能した大規模な環濠集落とともに、我が国の歴史を語る上で重要な遺跡である。

このような異なる時代・種別の史跡が重なって存在する遺跡は全国でも数少ない事例である。そこで、ここでは同じ場所に異なる時代の史跡が重層して存在している状態を「重なる史跡」と呼ぶこととする。両史跡の取り扱いについて必要となる「重なる史跡」に対する保存活用整備の基本的な考え方を示すこととする。

(2) 重なる史跡が有する特徴と課題

指定された二つの史跡の本質的価値については、それぞれ明らかにされているが、同じ場所に異なる時代の史跡が重層して存在している「重なる史跡」という状態はなったことで、それぞれの史跡の本質的価値とは別に新たに以下のような特徴や課題が生じると思われる。

① 希少性を持つ史跡遺跡

同じ場所に異なる時代の史跡が重層して存在すると定義した「重なる史跡」の事例は少なく、令和 6 年 11 月現在では福岡県福岡市に所在する

「史跡福岡城」と「史跡鴻瀬館」の事例があるのみで下寺尾に所在する西方遺跡が2例目となる。「重なる史跡」は、歴史を紡ぐことができる史跡が同じ場所に重なって2つ存在しているということであり、七たがって全国的にも希少性をもつ遺跡な例遺跡である。

一方、「重なる史跡」は訪れた人にとって、2つの史跡が同じ場所に所在していることで、遺跡の内容（時代・種別・範囲など）を誤って理解してしまう可能性もある。

②複合遺跡の理解を深める史跡遺跡

考古学では、一つの遺跡に異なる時代の遺跡が所在することを複合遺跡と呼ぶ。が、重なる史跡を内包する下寺尾西方遺跡跡は、史跡以外にも縄文時代、古墳時代、中世、近現代の遺跡が確認されている複合遺跡である。二つの史跡の存在により複合遺跡の持つ遺跡の重層性という基本的な状況を理解することができる遺跡である。

「重なる史跡」は、それぞれの史跡の内容だけでなく「遺跡の重層性」という基本的な状況を伝える契機になり、複合遺跡への理解を深めることができる。また、複合遺跡の内容を理解することで、遺跡が所在する土地の歴史の変遷を知ることができる。

発掘調査では下層にある古い時代の遺跡を調べる際には、上層にある新しい時代の遺跡を掘り下げることから上層の遺構を破壊してしまう場合がある。一方、上層を保護することによって下層の遺跡内容を確認することができなくなってしまう、など調査研究を進める際の保存対象に対する課題が生じる。

③地域の歴史を知る地域資源としての遺跡意識

史跡及び複合遺跡への理解は、同時に関連遺跡への理解を促すことになる。重なる史跡を含む複合遺跡や周辺の関連遺跡の内容を理解することは、遺跡が所在する土地の歴史の変遷歩みを知ることができるにつながり、地域の歴史を紡いでいくことになる。

土地の歴史の変遷はその土地固有のものであり、地域にとっても重要な地域資源となる。また地域史理解の基礎となる内容は地域資源としても有効に活用できる。また、希少性を持つ「重なる史跡」の存在を知ることにより、国民市民の財産として守り、市民の誇りとする気持ちを醸成していくことができる。

ただし、重なる2つの史跡の整備に際して、遺構表示や景観復元など双方の史跡をどのように扱うか、という方針や方法に関わる課題が生じる。

④遺跡立地に関する調査研究への展開

二つの史跡は、時代は異なるものの同じ位置、地形に立地し、各時代の

中心的な場所となっていたという共通点がある。このことは、二つの時代において、当時の社会がにおいて、それぞれ必要とされた重要な機能をこの場所に見出した求めたことになり、立地という視点から時代を超えて通底する内容があるのか、様々な可能性を含め「重なる史跡」の研究を通じて遺跡の立地に関する研究の深化が期待される展開を望める遺跡である。

⑤遺跡の多様な価値を示す

同じ場所の遺跡が二重の史跡指定を受けたことは、遺跡の価値が単一の時代・種別だけでなく、遺跡が有する価値は1つだけでなく、多様性を有していることを示している。遺跡の立地や遺跡保護の歩みなど、様々な視点で遺跡と関わっていく必要がある。その上で遺跡が持つ遺跡の価値多様性を認め、その内容を活かしていくことが大切であり、地域や文化財保護にとって重要と言える。「重なる史跡」はそうした中の一つである。

イ課題 ※「課題」の内容は、「特徴」のなかに入れ込みました。

①史跡(遺跡)の理解が難しい

下寺尾官衙遺跡群(古代)と下寺尾西方遺跡(弥生)という二つの史跡が同じ場所に所在していることで、遺跡がどのような内容(時代・種別など)であるかを知る際に理解を難しくしてしまう。

②発掘調査における保存対象

発掘調査では下層にある古い時代の遺跡を調べる際には、上層にある新しい時代の遺跡を掘り下げることから上層の遺構を破壊してしまう場合がある。一方上層を保護することによって下層の遺跡内容を確認することができなくなってしまう、など調査研究を進める際の保存対象に対する課題が生じる。

③保存整備の考え方に関する課題

重なる二つの史跡の整備に際して、遺構表示や景観復元など双方の史跡をどのように扱うか、という方針や方法に関わる課題が生じる。

第2章 「重なる史跡」に係る保存活用整備の基本的な考え方

~~重なる史跡に対しては、ともに史跡は~~我が国の歴史の正しい理解に資するうえで欠かせない、学術上重要な文化財であるということを踏まえ、「重なる史跡」に対してはどちらかに優劣をつけることは避けなければならない。その上で、同じ場所に異なる時代の史跡が存在するという事実を認識し、~~双方~~それぞれが有する特質を尊重しながら史跡全体の調和のとれた保存活用整備を進めていく必要がある。また、同じ場所に異なる時代の史跡が存在するという特徴を活かし、複合遺跡への理解を深めるとともに、~~その「重なる史跡」の~~希少性及び重要性に対する認識を史跡の多様な価値を周知し、~~後世に継承していく地域資源としての誇りを醸成していく~~土地の歴史という地域資源として後世に継承し、住民の誇りを醸成していくことを目指すことも必要である。さらに、二つの史跡を中心に広がる下寺尾遺跡群は、「重なる史跡」の価値と共に一帯の地形が織りなす景観や歴史の重層性から今後多様な価値を生み出すものとして積極的に保全し、保存活用整備に組み込んで、~~重なる遺跡への遺跡の~~理解を促すことが求められる。

こうしたことを踏まえ、「重なる史跡」に対する保存活用整備の基本的な考え方について以下にまとめる。

①~~三つの~~史跡に対する優劣はつけない

~~古代における史跡下寺尾官衙遺跡群及び弥生時代の環濠集落である史跡下寺尾西方遺跡それぞれが、~~史跡は、我が国の歴史を語るうえで欠くことのできず、学術的に高い価値をもつものであることから、「重なる史跡」においてもそれぞれの史跡の優劣をつけることは不可能であり、そうした検討は行わない。

②~~三つの~~史跡の歴史的価値を守り高める

~~三つの~~史跡の本質的価値が適切に保存され継承されることを前提として、歴史的価値が高まるよう保存活用整備を行う。

③重なる史跡の理解促進

「重なる史跡」は二重指定を受けた数少ない遺跡であることから、その特徴を活かして希少性や重要性を理解されるような保存活用整備を進め、全国に発信するとともに地域の誇り~~となる~~や文化財保護の意識を醸成する。

④複合遺跡を意識した保存活用整備

「重なる史跡」を中心として広がる下寺尾遺跡群は、様々な時代・種別の複合遺跡であることから、未指定部分を含め異なる時代を構成する遺構・遺物の内容を把握し、遺跡が所在する土地の変遷が理解できるような保存活用整備を意識する必要がある。

第3章 2つの史跡保存活用計画の進捗と対比

(1) 進捗状況

下寺尾遺跡群2つの史跡においては、それぞれ『下寺尾官衙遺跡群保存活用計画』と『下寺尾西方遺跡保存活用計画』の二つの計画が策定されている。このうち史跡下寺尾官衙遺跡群については2017年度に策定され、史跡下寺尾西方遺跡は2024年度策定予定である。

史跡の保存活用整備については、各史跡の当初指定後から順次実施しており、「下寺尾官衙遺跡群保存活用計画」作成後は計画に基づき保存活用整備を進めている。進捗を概観すると「保存・管理」では地権者の理解を得ながら追加指定を進めており、保存用地の拡大を図っている。また並行して指定地に対する公有化も少しずつではあるが継続して実施している。

2019年2月26日には新たに弥生時代中期の環濠集落が史跡指定を受けた。こうした動きは茅ヶ崎市文化財保護審議会や保存活用部会などの指導助言を得ながら進められている。加えて地域や市民団体、有識者などで構成する下寺尾保存活用連絡会とも情報を共有している。

また「調査・研究」では、指定後から発掘調査を継続的に進めており、1721地点における調査を実施し資料の蓄積を進めている。さらに「活用」では、遺跡調査発表展示会における定期的な成果報告を行うとともに現地見学会や講座、学習会などの開催、それに学校教育との連携も図りながら遺跡理解への動きを進めている。「整備」では、現地において案内板や遺構表示などの仮整備を実施している。一方、こうした動きの中で予定していた整備計画策定については遅れている。背景には新型コロナウイルス感染防止など複数の要因があるかと思われるほか、遺跡地に所在している県立茅ヶ崎北陵高校移転事業の遅れも影響していると思われる。

(2) 両計画の対比

両史跡の保存活用整備に際して、『下寺尾官衙遺跡群保存活用計画』（以下、官衙遺跡群計画）と『下寺尾西方遺跡保存活用計画』（以下、西方遺跡計画）の二つの計画が描く内容が相容れないものであると、それぞれの計画に支障をきたすことになる。そこで計画内容を項目ごとに対比し、課題差異を確認しておきたい。

①保存・管理

保存の方向性は、表現は異なるものの双方史跡の保存と景観の保全を示している。なお、官衙遺跡群計画では基準の作成、追加指定、周辺の歴史遺産の保存、市民との連携した保存管理などについて細かく示している。

保存方法については、双方とも地区区分ごとの取り扱いを示しており、取り扱いの考え方に大きな相違は無い。また追加指定・新指定については、官衙遺跡群は優先地区を示すと同時に弥生の新指定を目標として掲げている。さらに双方とも公有地化については推進の考えを示している。

②調査研究

双方とも計画的で適切な調査の推進を目標としているが、官衙遺跡群計画では官衙遺跡研究を目的に掲げている。一方、西方遺跡計画では、史跡のさらなる価値を生み出すことを掲げている。なお、双方とも重なる史跡に対する調査方法に関する具体的な言及はみられない。

③活用

双方とも表現はやや異なるが同様な方針を示している。西方遺跡計画では「遺跡の理解を深め地域の愛着を育む活用」という表現を用いている。

④整備

双方とも史跡の保存と地域に親しまれる整備を目指しており、官衙遺跡群計画では、現在および将来を見据えた段階的な整備を、西方遺跡計画では人づくり・まちづくりの拠点を目指すことが示されている。ただ、西方遺跡計画では史跡や重層する遺跡の理解を促すことに触れているが、官衙遺跡群計画では明記されていない。なお、この段階ではともに整備に関する具体的な方法については示されていない。

⑤運営・体制

方向性では地域との協働について双方とも示されているが、その他では内容や表現がやや異なる。下寺尾遺跡群では、管理団体として法に基づき実施する旨が明示されているが西方遺跡では史跡を最大限に生かし安定的に推進することを示している。ただ方法では、職員体制をはじめ専門家、関連市町村、地域・市民などとの連携した運営・体制を目指している。やや異なることもあるが、その内容が、双方の運営を妨げることにはならず、むしろ補う項目となると思われる。

⑥実施期間

整備期間については、二つの計画とも短・中・長の期間を設定しているが期間が異なっており、調整が必要である。具体的には官衙遺跡群計画では短期計画 2017～2020 年、中期計画 2021～2026 年、長期計画 2027～2036 年、一方、西方遺跡計画では短期計画 2026～2032 年、中期計画 2033～2037 年、長期計画 2038～となっている。

(3) 保存活用計画と「基本的な考え方」との整合

2つの計画を対比し相違点や課題を確認したが、保存活用整備を進めていくにはこうした相違点の調整を行う必要がある。加えて、両計画を「重なる史跡」という視点から見直し、第2章の「基本的な考え方」との整合も必要である。ここでは「重なる史跡」の基本的考え方と両計画との整合を図るための方向性を項目ごとに示しておきたい。

ア 保存・管理

指定範囲や今後保存を要する範囲は、厳密には史跡毎に異なるのであり、それぞれの範囲を適切に把握・周知し、指定や現状変更の手続きに滞りなく行う必要がある。「重なる史跡」であることで、一方の史跡に係る手続きや把握を失念するなどの混乱が生じることも想定される。また、2つの史跡は一体的に管理することが望ましいが、範囲が広大となる。

これらを踏まえ、次の方向性を示す。

①二つの史跡を含む下寺尾遺跡群の一体管理を行う

同じ場所で重なり合う史跡は、各々の史跡の価値を継承しつつ重層性を活かした保存活用が必要である。そのためには個々の保存管理を行うのではなく一体的な管理を行う必要がある。

②2つの史跡の本質的価値を守る

古代における下寺尾官衙遺跡群および弥生時代の環濠集落それぞれが、我が国の歴史を語るうえで欠くことのできない史跡であることから、優劣をつけることは不可能であり、整備計画は、双方の本質的価値を尊重しながら、偏らないように計画を組む必要がある。

③現状変更

2つの史跡の保存のため、保存地区の設定は双方の史跡が網羅するようにし、事前相談を含む現状変更手続きの徹底を図る。現状変更にあたっては原則それぞれの保存管理区分に従うが、歴史の重層性が生み出す価値を踏まえて適切に取扱うこととする。

④追加ならびに新指定と公有地化の推進

2つの史跡の調査研究を進めるとともに、本質的価値に基づく内容が明らかになった場合は、史跡下寺尾西方遺跡、史跡下寺尾官衙遺跡群のそれぞれの追加指定を進める。また、重層する遺跡において重要な要素である縄文時代貝塚については詳細を把握し、新たに「西方貝塚」として文化財指定を目指す必要がある。さらに指定後においては、史跡の保存のため、所有者の財産権を尊重しつつ史跡指定地の公有地化（買取り・寄付等）を推進する。なお、複合遺跡であることを意識して異なる時代の内容の把握に努め、適切に保存を行う必要がある。

イ 調査研究

史跡の指定や整備においては、まずその対象を正しく捉えること（完全性と真実性）が必要である。「重なる史跡」によって、保存対象を把握することが難しくなる可能性がある。

例えば、遺跡の詳細を確認していく発掘調査等において、下層にある古い時代の遺跡を調べる場合、上層の新しい時代の遺跡は掘り下げることになり上層の遺構を破壊してしまう。一方、上層を保護した場合は下層の遺跡内容を確認することができなくなってしまう、など調査研究を進める際の保存対象に対する課題が生じる。

これらを踏まえ、次の方向性を示す。

① 適正な目的に沿った調査研究

史跡は現状保存が原則であり、確認調査等を行う場合は、史跡の歴史的評価の判断に必要とされる資料および保存活用整備に関わる資料を得ることを目的とするものに限り、計画的に実施する。

② 重なる史跡を意識した確認調査

確認調査は、史跡が重なって存在することを念頭に行い、双方の史跡に抵触しないように努める。調査地点における両遺跡の状況を把握し、とくに下層に所在する遺跡の調査では、上層に所在する遺跡の保護に配慮する必要がある、下層にある遺跡の調査を進める際には、有識者や関係者の指導助言を踏まえ慎重に実施する。

③ 複合遺跡に関する研究

考古学において複合遺跡は、同じ場所に時代が異なる遺跡が存在することを示すが、複数の遺跡が、同じ場所に形成された背景に共通する点があるかを含め、遺跡立地の観点からも研究を進める必要がある。

④ 公開普及の原則

調査に際しては、現地見学などを行い遺跡状況や発掘調査に対する理解を深めることが必要である。調査成果については報告書を作成するとともに、平易な普及版を作成し広く公開普及に努める。公開に際しては、重なる史跡であることを踏まえ、重層的に異なる時代の遺跡が存在することを理解してもらえるように工夫する必要がある。

ウ 活用

考古学や発掘調査においては、複合遺跡自体は珍しいものではないが、複数の時代が積み重って遺跡が存在していることやその仕組みは、一般に十分理解されているとはいい難い。また、複数の時代がある遺跡のうち、2つの時代の内容が史跡に指定されたことも理解しにくいものである。したがって、重なる史跡の価値を効果的に伝えるためには、2つの史跡の内

容だけでなく、重なる史跡や複合遺跡についての理解も促していく必要がある。

これらを踏まえ、次の方向性を示す。

①重なる史跡への理解の深化

「重なる史跡」という希少さを示し、その特性を活かした活用を進め、積極的に情報発信する。また、社会教育・学校教育においても活用を進め地域にとって誇りとなる存在であるという意識を醸成することが必要である。

「重なる史跡」について、訪れた市民の理解が深められるよう遺跡の重層についての説明を工夫し、各時代の発掘調査成果などを平易に説明するとともに、史跡や重層する遺跡の価値をわかりやすく伝える。

②拠点の創出と回遊性の向上

二つの史跡や下寺尾遺跡群の案内板やガイダンス施設などの拠点をつくとともに、博物館や公民館、地元、関係団体との連携を図り、回遊性を向上させる。

③他方面との連携と持続可能な活動

市民・地域、研究者、行政などで構成する連絡会を有効に活用し他方面との連携を図りながら、持続可能な活動を実施していく。

エ 整備

史跡整備においては、遺構の表面表示や説明板などで史跡の価値を顕在化させ、訪れた市民に歴史を体感できるよう工夫を凝らす。しかし、重なる史跡においてはどちらか一方の史跡のみ整備したり、2つの史跡整備が存在することによる誤った理解を避けるため、現地の表示などは注意が必要である。そのため、それぞれの史跡の特徴や重なる史跡を踏まえた方針を定め、遺構表示、景観復元などの整備の方法を検討する必要がある。

これらを踏まえ、次の方向性を示す。

①~~一体的な整備~~ 2つの史跡の価値を顕在化する整備

史跡整備においては、史跡の価値を顕在化させることが重要であり、そのためには2つの史跡の本質的価値を踏まえた情報を正確に伝えられる整備が必要である。また、地方官衙や弥生時代の環濠集落を体感できる整備が求められ、~~同じ場所で重なり合う史跡においては、2つの史跡の価値を継承しつつ歴史の重層性を活かした整備が必要である。そのためには個々に整備を行うのではなく~~一体的な整備計画に基づく~~一体的な整備~~が必要である。

②~~調和のとれた史跡全体の整備を進める~~重なる史跡であることを理解できる整備を進める

重なる史跡の整備においては、時代の異なる史跡が同じ場所に整備されることになる。それぞれの史跡を活かしながら混乱を招くことなく、全体として調和がとれた整備を行う必要がある。そのためには、重なる史跡であることやそれを踏まえた整備であることを伝えることが必要である。

~~史跡を訪れる人の多くは、その史跡の時代について情報を得て理解する場合が多い。下寺尾西方遺跡のように、同じ場所で史跡の評価を複数持っている場合は、その両方についての説明を行う必要がある。したがって、古代や弥生時代の特徴を示しながら、全体として調和がとれた整備をする必要があり、そのためには双方の特質を踏まえながら情報をきちんと伝えられる整備が必要である。~~

③複合遺跡であることを意識した整備

~~複合遺跡の理解を深める機会であり、同じ場所に時代の異なる遺跡が存在する複合遺跡の説明を行うなど理解を深める整備を意識する必要がある。~~2つの史跡を含み、同じ場所に時代の異なる遺跡が存在する下寺尾遺跡群は、日本の歴史を語る上で欠かせない2つの史跡を中心に、他の時代の理解を深めることができる複合遺跡である。複合遺跡であることは珍しくないが、同一地域を時間軸という視点で説明整備することで、その土地に刻まれた歴史を知ることが可能であり、遺跡が土地の歴史を表現するこ~~そを内包していることを~~知ってもらうことができる。このことは、地域史~~地域の歴史の~~理解につながるもので、土地の歴史を知らせる整備を行う必要がある。

④下寺尾遺跡群の希少性を知らせる整備史跡の多様な価値を知らせる整備

「重なる史跡」は、数少ない事例であり全国に発信できる内容であることを周知し、地域にとっても重要な遺産であり、地域の宝としての誇りを持ってもらえるような整備を目指す。

オ 運営・体制

2つの史跡の保存活用整備は、同じ場所に存在するという観点から2つの史跡を一体のものとして、運営すべきものである。また、2つの史跡を対象とするとともに「重なる史跡」としての価値も有していることから、それに見合う財源・人材の確保も課題である。

さらに、2つの史跡においては、それぞれ保存活用計画を作成しているが、『史跡下寺尾官衙遺跡群保存活用計画』は策定から10年が経過し、当初計画の見直しが必要である。また、各保存活用計画においては保存活用整備に係る方針や方法がそれぞれの史跡を中心に記載されており、「重なる史跡」として2つの史跡の保存活用整備の整合性を図っていく必要がある。

これらを踏まえ、次の方向性を示す。

① 2つの史跡の一体運営と財源の確保・人員体制の充実

「重なる史跡」における保存活用の運営は、2つの史跡を一体のものとして扱う必要がある。また、2つの史跡を対象としていることから、それに見合う財源の確保とともに適切な保存活用を進めていくため計画的な人員確保や育成が必要である。

② 地域住民・地権者の理解・協力

運営にあたっては市（行政）だけではなく地域住民・地権者、研究者などが協働して進めることが肝要である。下寺尾遺跡群保存活用連絡会を定期的に開催し理解と協力を得ながら進めるとともに、保存活用学習会などを通じて二つの史跡や歴史の重層性への理解を深め、遺跡の保存活用を主体的に活動する体制の構築を目指す。

③ 関係機関・有識者の助言と広域連携

重なる史跡の保存活用を進めるため国や県と十分に連携し、指導助言を受けるとともに財政的な支援を受ける。併せて、茅ヶ崎市文化財保護審議会下寺尾遺跡群等保存活用部会をはじめ、有識者などの専門的見地からの意見をいただきながら運営する。また全国史跡整備市町村協議会への参加や史跡整備に関連する市町との交流・情報交換を通して、適切な保存活用について広域的な連携を図る。

第4章 今後の取り組み

(1) 仮称『下寺尾遺跡群（史跡下寺尾官衙遺跡群・史跡下寺尾西方遺跡）保存活用整備基本計画』の策定

二つの活用計画と今回示した「基本的な考え方」との調整を図りながら、仮称「下寺尾遺跡群保存活用整備基本計画」の策定を進める必要がある。ここでは、今回示されている方向性を踏まえながら、保存整備についてのより詳細な計画を策定する必要がある。なお、計画に必要と思われる項目について以下に示しておく。

○計画策定の経緯との目的

- ・経緯
- ・目的
- ・委員会設置
- ・関連計画との関係

○計画地の現状

- ・自然的環境

- ・歴史的環境
- ・社会的環境
- 史跡の概要と現状と課題
 - ・指定状況
 - ・史跡の概要
 - ・史跡公開活用のための諸条件の把握
 - ・広域関連整備計画
- 整備の基本方針
 - ・基本理念と方針
 - ・整備対象と施行期間
- 整備基本計画
 - ・全体計画及び地区区分計画
 - ・遺構保存に関する計画
 - ・重なる史跡および複合遺跡理解に関する計画
 - ・動線計画
 - ・地形造成計画
 - ・遺構表現計画
 - ・修景及び植栽
 - ・案内・解説板施設計画
 - ・管理・便益施設計画
 - ・公開・活用に関する施設計画
 - ・周辺地域の環境保全に関する計画
 - ・地域全体における関連文化財等との有機的活用に関する計画
 - ・整備事業に伴う調査計画
 - ・公開・活用計画
 - ・管理・運営計画
 - ・事業計画
 - ・地域との協業活動計画
- 出土資料・調査資料の保存と活用に関する計画
- 完成予想図

(2) 全体計画の提示

仮称『下寺尾遺跡群整備基本計画』の策定後には、計画に沿いながら基本・実施設計を経て整備に着手することになるが、下寺尾遺跡群の保存活用整備事業に関する今後の全体計画を示し理解を得ることが必要である。

(3) 文化財保護法に基づく地域計画の策定と調整

下寺尾遺跡群の保存整備を進めるにあたっては、文化財保護法の基に進めていくことになるが、文化財保護法改正に伴い市町村に策定が求められている「地域計画」との整合性を図る必要がある。現在、茅ヶ崎市では策定の検討を進めている段階であることから、「地域計画」において下寺尾遺跡群の整備について触れることが求められる。このため地域計画の策定を並行して進めることが求められる。

(4) 今への取り組み（仮整備と公開普及）

下寺尾遺跡群に対する本格的な整備には、一定の時間を有することが予想される。しかしながら、市民等からの史跡への関心は高く、遺跡を活用した事業などが実施されており、今後も継続されることから、ますます史跡に対する関心度が高まっていくことが予想される。したがって、こうした期待に対応していくことが求められる。

特に現地を訪ねたとしても、本整備までは、その概要すら知ることができない状況が生じることは、好ましい状況ではない。したがって、仮整備を実施し、史跡の内容を知らせる工夫をするとともに、他の活用とともに、現地でしかできない説明などを盛り込みながら行っていくことが求められる。